

# 下肢装具を快適にご使用いただくために

か し そうぐ  
下肢装具 は ご自身ごじしんの大切なたいせつ 体からだの一部いちぶ です

て い  
手入れていをして ながなが たいせつたいせつ 大切にたいせつ つかつか 使つかいましょう

ふぐあい  
不具合ふぐあいがないか ていきてきていきてき かくにんかくにん 定期的ていきてきに確認かくにん しましょう！

下肢装具は、一人ひとりの体に合わせて個別に作製、調整しています。  
しかしながら、体の機能や体重の変化などにより、足の状態は日々変わっていきま  
す。また、装具は使用方法や時間の経過とともにすり減ってしまったり、がたつきが  
生じたり、破損したりすることによって、足に合わなくなってきました。

※ うらめん裏面にけいさいチェックポイントを掲載しています

## 下肢装具の機能

下肢装具は、脳卒中などによる麻痺や筋力の低下による不安定さを軽減し、動  
かしにくくなった足の機能を補うための補装具です。

装具を使うことで歩く、立ち上がる、ベッドへ乗り移る等日常動作が行いやす  
くなり、日々体を使い活動的で健康な毎日を過ごすことを助けます。

その他、麻痺した足先の変形や関節が硬くなることを予防する効果もあります。



プラスチック製短下肢装具(一例)

### 主な役割

歩行、日常動作をしやすくする

足の変形を予防・矯正する

足の痛みを軽減・予防する

## 安全で適切な使用のためのチェックポイント

- マジックバンドの付きが弱くなった
- 足底の滑り止めがはがれている 靴底がすり減っている
- プラスチックにひびが入っている 変色している
- 立ったり歩いたりするときに変な音がする
- 皮膚が当たって赤くなっている 痛みがある 傷ができています
- 足の太さの変化によってサイズが合わなくなった
- 以前より歩きにくくなった

※ **上記チェックポイントで1つでもチェックがついたり 不具合があれば**  
 補装具を作製した医療機関や補装具製作事業者 お住まいの市町村  
 (横浜市にお住まいの場合は区福祉保健センター)に相談しましょう

### 作製した補装具の概要

作製時期 年 月  
 利用制度 医療保険 障害者総合支援法(身体障害者手帳)  
その他( )

作製した医療機関  
 (連絡先)

補装具製作事業者  
 (連絡先)

### 補装具の修理・作り直しの申請窓口

修理・作り直しには身体障害者手帳を利用することが可能な場合があります  
 お住まいの市町村(横浜市にお住まいの場合は区福祉保健センター)に  
 ご相談ください

※お持ちの補装具を作製した医療機関・補装具製作者にご相談の上 作製にあたりお困りのことがありましたら  
 下記へお問い合わせください

横浜市障害者更生相談所・横浜市総合リハビリテーションセンター相談支援課 (電話:045-473-0666 住所:港北区)  
 中山福祉機器支援センター (電話:045-935-5489 住所:緑区)  
 反町福祉機器支援センター (電話:045-317-5471 住所:神奈川区)  
 泥亀福祉機器支援センター (電話:045-782-2988 住所:金沢区)